

令和6年12月17日
契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 佐藤 賢



「航空自衛隊熊谷基地第4術科学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	輸送区間	履行日	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	備考
1	役務	2教群教 第25号	訓練射撃（宇都宮） に伴う人員輸送	航空自衛隊熊谷基地～陸上自衛隊宇都宮駐屯地（往復）	R7.2.17 R7.2.19	R6.12.17	R7.1.16 12:00	R7.1.17	役務の提供等 等級：C D		担当： 弓指 （ゆみ さし）

詳細については、熊谷基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式実施要領等によるほか、下記にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒360-8580
埼玉県熊谷市拾六間839 航空自衛隊熊谷基地
第4術科学校業務部会計課契約班
電話 048-532-3554 内線 287 FAX 048-532-4152

見 積 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第4術科学校
会計課長 佐藤 賢 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

履行日	令和7年2月17日、令和7年2月19日	輸送区間		航空自衛隊熊谷基地～ 陸上自衛隊宇都宮駐屯地 (往復)	
品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
訓練射撃(宇都宮)に伴う人員輸送	内訳書のとおり	式	1		
	以下余白				
見積金額	¥	(消費税額及び地方消費税額込)			

お見積もり辞退の理由については、以下の項目からお選びくださいますよう、
よろしくご願ひ申し上げます。

- 納期(履行期限)に間に合わないため
- 法令やライセンス権等(営業権・販売権)の制約があるため
- 業務多忙なため
- 法令等の規制はないが、設備・技術を現に有しないため
- 法令の規制を受け、事業許可と設備・技術を有しない
- 自社の見積もり判断のため
- 特許・工業所有権又は営業権等の制約により納入できないため
- その他

航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類 役務仕様書	仕様書番号	
	性質による分類 個別仕様書	熊谷-2教群教第15号	
物品番号		承認	令和6年8月21日
件名	訓練射撃(宇都宮)に伴う人員輸送	作成	令和6年8月21日
		改正	
		作成部隊等名	第2教育群教務科

1 総則

- (1) 適用範囲 本仕様書は、バス借上の運行について適用する。
(2) 用語の定義 本仕様書においては、表1のとおりとする。

表1

用語	本仕様書内使用用語
航空自衛隊熊谷基地	熊谷基地
乗車定員50名のバス	バス
陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮駐屯地

2 借上場所及び運行区間

- (1) 借上場所及び運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地～宇都宮駐屯地(往復)
(2) 高速道路運行区間は、次のとおりとする。
熊谷基地から宇都宮駐屯地までの間は、羽生IC(東北自動車道)から壬生IC(北関東自動車道)までとする。

3 借上期日

調達要領指定書による。

4 一般事項

- (1) 契約相手方の義務として本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
(2) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、契約担当官と調整するものとする。

5 役務に関する要求

- (1) 基準運行計画及び台数
調達要領指定書による。
(2) 通知
借上バス運行に関しては、各借上期日の2日前(土日祝日を除く)までに車番、運転手の氏名、年齢及び連絡方法を契約担当官に通知するものとする。
(3) 連絡
運行日の緊急の連絡先として、契約担当官に契約相手方の連絡方法を通知するものとする。

(4) 検査

検査は地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

(5) 保証

ア 本仕様書の役務履行にあたり、借上バスが運行不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替バス等を運行するものとする。

イ 本仕様書によって行われる役務の履行は隊員を乗車させ、出発した時点から開始され、熊谷基地に帰隊し、隊員を降車させて終了とする。

6 その他

(1) 契約相手方は道路交通法を遵守し、安全運行を実施する。

(2) 契約相手方は本仕様書及び役務内容に疑義がある場合、契約担当官と協議するものとする。

(3) 宇都宮駐屯地では、不測事態等の状況によりバスを運行する可能性があるものとし、待機中は拘束時間であり、休息时间ではないものとする。

(4) 宇都宮駐屯地内の駐車場周辺では、運転手等が待機できる施設等が確保できないため、運転手等はバス内またはその付近にて待機するものとする。

(5) 警備上の理由により、宇都宮駐屯地における運転手交替のための社用車等の入門は不可とする。

(6) 荒天時は、宇都宮駐屯地での隊員の待機場所として、借上バスを使用する。

調達要領指定書	発簡番号	2教群教第25号
	調達要求番号	2教群教第25号
	調達要求年月日	令和6年12月6日
	作成部隊等名	第2教育群教務科
	作成年月日	令和6年12月6日
件名	訓練射撃(宇都宮)に伴う人員輸送	
仕様書番号	熊谷-2教群教第15号(令和6年8月21日承認)	

- 借上期日
令和7年2月17日(月)及び令和7年2月19日(水)
- 役務に関する要求

基準運行計画及び台数

熊谷基地から宇都宮駐屯地までの基準となる運行計画は、下表のとおりとする。

運行日	2月17日(月)		2月19日(水)		
台数	3台		3台		
運行時間	運行区分(経路)		走行距離(km)	待機時間(分)	適用
	発地(経路)	着地(経路)			
0700	—	熊谷基地正門	—		
	熊谷基地	羽生IC	28.0		一般道
	羽生IC	壬生IC	46.1		東北自動車道 北関東自動車道 (途中休憩なし。)
0900	壬生IC	宇都宮駐屯地	6.0		一般道
	宇都宮駐屯地内指定駐車場にて待機		0.0	360	
1600	宇都宮駐屯地	壬生IC	6.0		一般道
	壬生IC	羽生IC	46.1		北関東自動車道 東北自動車道 (途中休憩なし。)
	羽生IC	熊谷基地	28.0		一般道
合計			160.2	360	

※待機時間については食事60分除く。